

◎新潟県選挙管理委員会告示第38号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、新発田市選挙管理委員会から、次のとおり指定内容に異動があった旨の報告があった。

令和6年5月10日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

指定内容に異動があった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定内容 異動年月日
新発田市高齢者福祉センター （旧 新発田市勤労者総合福祉センター）	新発田市五十公野4475番地3 （旧 新発田市五十公野字潟尻4475番地3）	多目的ホール 教養文化室1・2 特別会議室 視聴覚室	234.00 100.91 44.88 58.8	令和6年3月22日